

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

令和7年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	・予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理, 統計報告資料作成, データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送, マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	健康管理システム(予防接種) 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
個人テーブル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下, 番号法)第9条第1項, 別表第14項及び126項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報紹介の根拠 番号法第19条8号並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下, 総務省・デジタル庁令第九号)第2条第25項、第27項、第28項、第29項、第30条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号並びに総務省・デジタル庁令第九号第2条第25項、第26項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 かすみ保健福祉センター
②所属長の役職名	センター長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	 311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 総務部 総務課 TEL (0299)63-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	 311-2490 茨城県潮来市島須777 潮来市 かすみ保健福祉センター TEL (0299)64-5240
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月30日	8 評価実施機関における担当部署	センター長 石田栄美子	センター長	事後	
平成30年6月30日	8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する照会	〒311-2434	〒311-2490	事後	
平成30年6月30日	1 対象人数	平成29年9月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	
平成30年6月30日	2 取扱者数	平成29年9月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	
令和1年6月13日	1 対象人数	平成30年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月13日	2 取扱者数	平成30年9月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和2年6月4日	1 対象人数	平成31年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月4日	2 取扱者数	平成31年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月2日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。（※1） （※1）子育てワンストップサービスを導入する場合 - 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 - 情報提供に必要な特定個人情報等を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。（※1） （※1）子育てワンストップサービスを導入する場合 - 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 - 情報提供に必要な特定個人情報等を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 - 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の記録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の紹介・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種券からの申請に	事後	
令和2年6月2日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム（予防接種） 統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム（予防接種） 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	
令和2年6月2日	1 対象人数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和2年6月2日	2 取扱者数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	1 対象人数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	2 取扱者数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第5号（委託先への提供）	・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	
令和3年12月3日	3 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）第9条第1項、別表第一 第10項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）第10条 ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第5号（委託先への提供）	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）第9条第1項、別表第一 第10項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）第10条 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	
令和3年12月3日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報紹介の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第17、18、19 項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報提供を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条6号、別表第二の第16の2項並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	■情報紹介の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2項、17、18、19 項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報提供を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2項、16の3項並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	事後	
令和4年7月1日	1 対象人数	令和3年8月1日現在	令和4年7月1日現在	事前	
令和4年7月1日	2 取扱者数	令和3年8月1日現在	令和4年7月1日現在	事前	
令和4年7月1日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。（※1） （※1）子育てワンストップサービスを導入する場合 - 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 - 情報提供に必要な特定個人情報等を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 - 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の記録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の紹介・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。（※1） （※1）子育てワンストップサービスを導入する場合 - 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 - 情報提供に必要な特定個人情報等を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 - 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の記録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の紹介・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年7月1日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報紹介の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2項、17、18、19 項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報提供を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2項、16の3項並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	■情報紹介の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2項、17、18、19 項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報提供を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2項、16の3項並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	事前	
令和5年6月16日	1 対象人数	令和3年6月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	2 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年6月28日	1 対象人数	令和5年6月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年6月28日	2 取扱者数	令和5年6月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月28日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一 第10項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第14項及び126項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	
令和6年6月28日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	■情報紹介の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2項、17、18、19 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第13条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第16の2項、16の3項 並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2	■情報紹介の根拠 番号法第19条8号並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令(以下、総務省・デジタル庁令第九号)第2条第25項、第27項、第28項、第29項、第30条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号並びに総務省・デジタル庁令第九号第2条第25項、第28項	事前	
令和7年10月10日	Ⅳ リスク対策8. 人手を介在させる作業人あてミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である。	事前	
令和7年10月10日	Ⅳ リスク対策8. 人手を介在させる作業判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事前	
令和7年10月10日	Ⅳ リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和7年10月10日	Ⅳ リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】	-	十分である。	事前	
令和7年10月10日	Ⅳ リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	-	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	事前	
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いくつかの時点の計数か	令和6年7月1日	令和7年10月1日	事前	
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和6年7月1日	令和7年10月1日	事前	